

名義変更手続きについて

下記の書類を揃え公社へご郵送ください。申し出内容について公社が認めた場合、契約を承継される方とあらためて契約を締結いたします。詳細は後日「名義変更による再契約のご案内」をお送りいたします。

1.ご提出いただく書類について

下記1) 2) の書類を同封の返信用封筒でご郵送ください。

1) 同封した書類

- ① 名義人変更願
- ② 承諾書
- ③ 敷金等譲渡承諾書（契約者死亡の場合は不要です）

2) その他必要書類

■承継者■

- ① 賃貸借契約書・・・紛失された場合は紛失届を添付してください。
- ② 戸籍謄本・・・現契約者と承継者の関係、死亡・離婚等を確認させていただきます。
- ③ 住民票・・・現在住宅にお住まいの方全員分（世帯全員記載分）
※マイナンバーの記載は不要です。
- ④ 印鑑証明書・・・ご本人分1通

※ 連帯保証人の月収が申込本人の月収基準に満たない場合は、申込本人の市区町村発行の課税証明書 1通

■新連帯保証人■

- ① 印鑑証明書・・・新連帯保証人分1通
- ② 市区町村発行の課税証明書・・・1通 または、源泉徴収票（写し）・・・1通

*連帯保証人が年金を受給されている場合は、年金額が確認できる書類（公的年金等の源泉徴収票または受給ハガキのコピー）を併せてご提出ください。

2.連帯保証人の資格について

次の①～⑥のすべてを満たす必要があります。

- ①日本国籍を有する方、または外国籍の方で日本に永住許可を受けている方
- ②親族の場合は日本国内に在住する方
親族以外の場合は、原則として神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県に在住の方
- ③独立の生計を営み、下記の月収基準を満たす方

但し、連帯保証人の方の月収が申込本人の月収基準に満たない場合は、申込本人の方が、申込本人の月収基準を満たす必要があります。
なお、連帯保証人が55歳以上の場合、貯蓄制度の利用が可能です。

○連帯保証人の月収基準

申込本人の月収基準の3/4以上

※但し2親等以内の親族の場合は、申込本人の月収基準の1/2以上

○連帯保証人の貯蓄基準

連帯保証人の貯蓄額が家賃の100倍以上あること

※但し連帯保証人の月収が申込本人の月収基準の1/2以上ある場合は、貯蓄額が家賃の50倍以上あること
（家賃5万円以下の月収基準特例なし）

■連帯保証人の月収基準

- ・家賃39,500円以下の住宅の場合
月収が158,000円（年収1,896,000円・税込）以上
- ・家賃39,500円超90,000円未満の住宅の場合
家賃の4倍以上の月収（48倍以上の年収・税込）以上
- ・家賃90,000円以上の住宅の場合
月収が360,000円（年収4,320,000円・税込）以上

④当公社の管理する賃貸住宅に入居していない方

※同居予定者は連帯保証人にはなれません

⑤当公社賃貸住宅入居者の連帯保証人になっていない方

⑥入居者と婚姻関係のない方

◇預金口座振替の変更を希望される方へ◇

ご希望の方には「預金口座振替依頼書」を同封しています。
金融機関窓口にて、お手続きください。

●問い合わせ先及び郵送先●

〒231-8510

横浜市中区日本大通33番地

神奈川県住宅供給公社 賃貸事業部 運営管理課

新海（しんかい）・稲沢（いなざわ）

TEL045-651-1863 ●受付時間● 平日 午前8時30分～12時 午後1時～5時15分